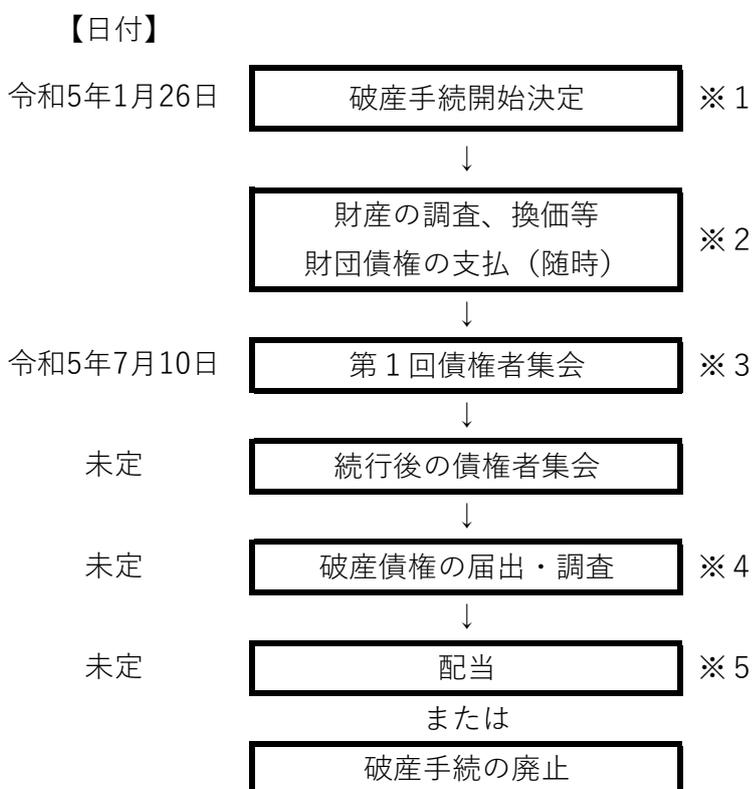


《破産手続の流れ》

本破産事件における手続の流れは、以下のとおり想定しております。



※1 破産手続開始に伴い、破産管財人が選任されました。

※2 破産管財人は、破産者の財産を換価してお金に換えていきます。

破産の手続費用や破産財団の管理費用、公租公課、労働債権などの財団債権は、破産手続において優先的に扱われますので、破産債権に先行して支払われます。

※3 第1回債権者集会では、破産管財人が破産者の財産の状況や破産管財業務の対応方針などを報告します。管財業務を継続する必要があるときは、裁判所が手続を続行し、第2回目の債権者集会の日程を決定します。以後、資産の換価等が終わるまで、これが繰り返されます。

※4 資産の換価の結果、破産債権に対する配当が可能と見込まれる場合には、破産債権を有する方に債権届出をしていただきます。破産管財人は、届出がされた破産債権の内容を調査し、債権額を確定させます。

※5 破産債権者に対する配当原資が確保できると、確定した破産債権に対する配当を行い、これにより手続が終了します。なお、配当原資が確保できなかった場合には、裁判所が破産手続を廃止する決定を行い、手続が終了します。